

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市結婚新生活支援事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)事業補助(協調事業補助)
補助の概要	佐渡市の定住人口の増加と若年層の市内定住を図るために、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することで、経済的理由で結婚に踏み出せない若い世代の結婚への希望が実現するよう、新婚世帯が住居費及び引越しに要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	補助対象事業に該当する者
補助対象経費	住居費及び引越し費用の合計金額
類似補助の有無	有
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討 佐渡市若者定住家賃補助金交付要綱
補助金額(定額、上限、下限等)	30万円を上限(国1/2、市1/2)
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	30万円を上限(国1/2、市1/2)
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	補助対象15組
	○目標に対する費用対効果(計算式)
	算出不可
※数値目標の設定検証	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 定住人口の増加と若年層の市内定住を図るために実施するものであり、費用対効果は算出できないが、定住による経済効果は見込まれる。
補助制度開始	平成29年3月21日
見直し時期	平成30年9月30日
補助終期	平成31年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ等で募集する
事業担当 (担当部署)	地域振興課 移住交流推進係
(電話番号)	0259-63-4152(直通)